磐田市おくやみガイド

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。

今後必要な手続きについて、ご案内いたします。市役所での手続きについては、必要な持ち物をご用意の上、担当窓口へお越しください。 ご不明な点がございましたら担当各課へお問合せください。

死亡届について

死亡の事実を知った日を含めて7日以内に届出をする必要があります。 (国外で死亡した場合は3か月以内)

一般的には葬儀会社が提出してくれますが、届出できる場所は ©亡くなった方の本籍地 ©届出人の住所地または所在地 ©亡くなった場所 のいずれかに該当する市区町村の役所に限りますのでご注意ください。

次ページより、必要となる主な手続きと持ち物についてご案内いたします。 ご不明な点は事前に市役所担当各課、または関係機関等へお問合せください。 (2025年4月現在)

目次

★健康保険、介護保険、年金について	P2
★税金に関すること	РЗ
★車両やバイクをお持ちの方	РЗ
★障害をお持ちの方	Р4
★こどもに関すること	Р4
★農地・山林、市営住宅、上下水道、市営霊園	Р5
★印鑑登録証・マイナンバーカード・住民基本台帳カードについて	Р6
★各支所市民生活課連絡先一覧	P6
★その他の手続き(市役所以外)	P7
★各種手続きに必要な証明書等について	Р8



亡くなった方 について	手続きの内容	必要なもの等 ※認印はスタンプ印不可	担当課
	国民健康保険被保険 者証等の返納	被保険者証または資格確認書 各種認定証(お持ちの方)	
国民健康保険に加入していた	相続人代表者に関す る届の提出※1	相続人代表者の預金通帳※ ² 相続人代表者の認印	国保年金課資格管理グループ (本庁舎1階) (538-37-4833
JUX O CV I/C	葬祭費の請求	喪主が確認できる書類(会葬礼状・葬儀 費用の領収書等) 喪主名義の預金通帳※ ²	または各支所市民生活課
	後期高齢者医療被保 険者証等の返納	被保険者証または資格確認書 各種認定証(お持ちの方)	
後期高齢者医療制度に加入して	相続人代表者に関する届の提出	相続人代表者の預金通帳※ ² 相続人代表者の認印	国保年金課賦課グ ループ (本庁舎1階) 0538-37-4863
いた	葬祭費の請求	喪主が確認できる書類(会葬礼状・葬儀 費用の領収書等) 喪主名義の預金通帳※ ² 喪主の認印	または各支所市民生活課
介護保険被保険 者証を持ってい た ※後期高齢者医	介護保険被保険者証 等の返納	被保険者証(申請中の方は資格者証) 負担割合証(お持ちの方) 負担限度額認定証(お持ちの方) 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (お持ちの方)	高齢者支援課介護 保険グループ (i プラザ3階) 0538-37-4769 または市民課窓口
療制度にも加入 されていた場合 は本庁舎 1 階の 国保年金課でも 手続きできます	相続人代表者に関す る届の提出	相続人代表者の預金通帳※ ² 相続人代表者の認印	グループ (本庁舎1階) または各支所市民 生活課
高齢者福祉サー ビスを受けてい た	利用を中止する届 の提出(食の自立支 援、緊急通報システ ム貸与等)	担当課(右記)へお問合せください	高齢者支援課事業 給付グループ (i プラザ3階) 0538-37-4869
農業者年金に加入していた	農協へ提出する死亡関係届出書の発行	担当課(右記)へお問合せください	農林水産課農地管 理グループ (西庁舎1階) 0538-37-4813

^{※1}亡くなった方が世帯主だった場合に限ります。

市役所以外での手続き

亡くなった方について	手続きの内容・お問合せ先等
国民年金やその他の年金に加入中、または年金を受給していた	加入または受給している年金により手続き方法や必要 書類が異なりますので、浜松東年金事務所へお問合せく ださい 053-421-0192

^{※2}ゆうちょ銀行の場合は、通帳のコピーが必要です。



亡くなった方 について	手続きの内容	必要なもの等	担当課
磐田市内に土地ま たは家屋を所有し ていた	相続人代表(現 所有者)の届出	担当課(右記)へお問合せください	資産税課土地グループ(本庁舎1階) 0538-37-4809
登記をしていない 家屋を所有してい た	未登記家屋異動 届出書の提出	担当課(右記)へお問合せください	資産税課家屋グループ(本庁舎1階) 0538-37-4809
市税を納めてい た、市税の納付が 済んでいない	□座振替の停止 等	亡くなった方名義の口座からの引き落としができなくなりますので、納付書を送付いたします 詳細は担当課(右記)へお問合せください	収納課収納管理グル ープ (本庁舎1階) 0538-37-4810
7770 20 1730 1	納付に係る手続き・相談	担当課(右記)へお問合せください	収納課収納グループ (本庁舎1階) 0538-37-4906



亡くなった方について	手続きの内容・お問合せ先等
相続税の対象となる資産を持っていた	 磐田税務署へお問合せください 0538-32-6111
準確定申告の対象となる収入があった	岩田杭扬者への同日はくたさい 0000-02-0111
磐田市内に土地または家屋を所有していた ※相続登記が令和6年4月から義務化されました	静岡地方法務局磐田出張所へお問合せください 0538-32-2618

★車両やバイクをお持ちの方



亡くなった方 について	手続きの内容	必要なもの等	担当課
125cc 以下の原付・小型 特殊自動車(トラクター 等)・ミニカーを所有して いた	名義変更または廃車	担当課(右記)へお問合せください	市民税課諸税管理グループ(本庁舎1階) 0538-37-3767

市役所以外での手続き

亡くなった方について	手続きの内容・お問合せ先等
軽自動車(三輪・四輪)を所有していた	軽自動車検査協会静岡事務所浜松支所 050-3816-1777 8:45~11:45 13:00~16:00
 軽二輪(125cc 超~250cc 以下の浜松ナンバーのバイク)を所有していた 二輪の小型自動車(250cc 超の浜松ナンバーのバイク)を所有していた 浜松 99 ナンバーの小型特殊自動車を所有していた 	静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所 050-5540-2052 8:45~11:45 13:00~15:45
普通自動車を所有していた	磐田財務事務所 課税課 0538-37-2211

^{※125}cc 超の二輪車、三輪・四輪の軽自動車は、手続き内容によって必要な書類が異なりますので、 必ず事前に手続き先へお問合せください。



亡くなった方 について	手続きの内容	必要なもの等 ※認印はスタンプ印不可	担当課
各種障害者手帳・重度 障害者(児)医療費助成 受給者証を持ってい た	各種障害者手 帳、受給者証の 返納	各種障害者手帳・証書等 来庁者の認印 相続人代表者の方の通帳と認印	福祉相談課障がい福祉グ ループ (iプラザ3階) 0538-37-4919 または市民課窓ログルー プ(本庁舎1階) または各支所市民生活課
特別障害者手当、障害 児福祉手当、特別児童 扶養手当、扶養共済年 金を受給していた、ま たは加入していた	手当等の振込先変更の手続き他	担当課(右記)へお問合せください	福祉相談課障がい福祉グ ループ (iプラザ3階) 0538-37-4919

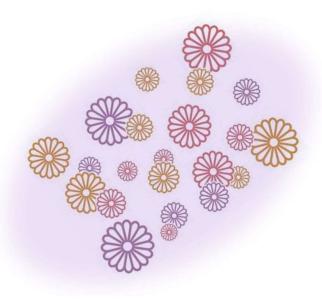


亡くなった方 について	手続きの内容	必要なもの等	担当課
	未支払請求	対象児童名義の通帳	
児童手当の受給者 だった	受給者の変更 ※死亡日の翌日から 15 日以内に手続きし てください	新しい受給者の健康保険証等 新しい受給者名義の通帳	
こども医療費受給 者証を持つこども の保護者だった	保護者の変更手続き加入保険の変更手続き	こども医療費受給者証 こどもの新しい健康保険証等	こども未来課
児童扶養手当の受 給者	未支払請求	対象児童名義の通帳 児童扶養手当証書 ※受給者の変更については、担当課 (右記)へお問合せください	給付グループ (i プラザ3階) O538-37-4896
児童扶養手当の対 象児童だった	資格喪失または減額	児童扶養手当証書	
ひとり親家庭等医 療費助成金の受給 者だった	未支払請求	ひとり親家庭等医療費助成金受給者証 対象児童名義の通帳 ※受給者の変更については、担当課 (右記)へお問合せください	
ひとり親家庭等医 療費助成金の対象 児童だった	資格喪失または支給対 象児童の変更	ひとり親家庭等医療費助成金受給者証	

★ 農地·山林、市営住宅、上下水道、市営霊園



亡くなった方 について	手続きの内容	必要なもの等 ※認印はスタンプ印不可	担当課
農地または山林 を所有していた	静岡地方法務局磐田 出張所への相続登記 をしていただいた 後、土地の相続等に ついての届出を農林 水産課へ提出	農林水産課へお持ちいただくもの 相続登記がわかる書類 届出人の本人確認書類 届出人の認印(本人の自署が可能な場 合は不要)	農林水産課農地管理グループ (西庁舎1階) 0538-37-4813
市営住宅に住んでいた	入居者変更等の届出	死亡したことがわかる書類(死亡届の写し等) 詳細は担当課(右記)へお問合せください	建築住宅課住宅管理グループ (西庁舎 2 階) 0538-37-4851
水道料金、下水 道使用料の契約 者または口座振 替名義人だった	使用中止または名義変更		上下水道料金センター
下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯の一員だった	世帯人数変更に伴う認定水量の変更または廃止	担当課(右記)へお問合せください	(福田支所2階) 0538-58-3070
市営霊園の使用 者だった	承継届の提出	お墓を継ぐ方の認印(本人の自署が可能な場合は不要) 埋火葬許可証 共葬墓地使用許可証(紛失された場合はその旨を承継届に記載) 本籍地入りの住民票(お墓を継ぐ方が市外在住の場合のみ) 亡くなった方との関係がわかる戸籍等の証明書(お墓を継ぐ方と亡くなった方が別世帯の場合のみ)	環境課生活環境グルー プ (西庁舎1階) 0538-37-2702
市営霊園にお骨	納骨届の提出	墓地使用者の認印(本人の自署が可能 な場合は不要) 埋火葬許可証	
を納骨する	設置届の提出(墓石 を初めて設置される 方のみ)	墓地使用者の認印(本人の自署が可能 な場合は不要) 墓石のサイズがわかる図面	



★印鑑登録証・マイナンバーカード・住民基本台帳カードについて



亡くなった方 について	手続きの内容	必要なもの等	担当課
印鑑登録証を持っていた	返納またはご遺族で破棄 (返納の義務はありません)	返納の場合は印鑑登録証	
マイナンバーカ ード・マイナンバ ー通知カードを 持っていた	各種の相続等手続き等終 了後、返納またはご遺族で 破棄 (返納の義務はありません)	返納の場合はマイナンバーカード・マイナンバー通知カード※相続等手続き完了まで必要な場合もあります	市民課窓ログループ (本庁舎 1 階) 0538-37-4816 または各支所市民生
住民基本台帳力 ードを持ってい た	返納またはご遺族で破棄 (返納の義務はありません)	返納の場合は住民基本台帳カード	活課



福田支所 市民生活課 市民担当 0538-58-2371 福祉担当 0538-58-2374 竜洋支所 市民生活課 市民担当 O538-66-9101 福祉担当 O538-66-9109 豊田支所 市民生活課 市民担当 0538-36-3150 福祉担当 0538-36-3150 豊岡支所 市民生活課 市民担当 0539-63-0020 福祉担当 0539-63-0020



★その他の手続き(市役所以外)

亡くなった方について	手続きの内容・お問合せ先等
社会保険・共済保険に加入していた	加入している健康保険組合・共済組合へお問合せく ださい
運転免許証を持っていた	磐田警察署(0538-37-0110) または西部運転 免許センター(053-587-2000) へお問合せく ださい
クレジットカードを持っていた	各カード会社へお問合せください
生命保険に加入していた	加入している保険会社へお問合せください
金融機関に預貯金があった	各金融機関へお問合せください
電気・ガス・電話・浄化槽・NHK 受信料などを契約していた	各契約会社へお問合せください
新聞・雑誌等の購読があった	新聞販売店・書店等へお問合せください
各種団体等に加入していた	加入している団体等へお問合せください
介護施設等を利用していた	介護施設等へお問合せください
お墓を所有していた(市営以外)	管理している事務所等へお問合せください

外国籍の方の手続き

亡くなった方について	手続きの内容・お問合せ先等
特別永住者証明書・在留カードを持っていた	亡くなったことがわかる書面の写しを添えて、名古屋 出入国在留管理局浜松出張所へ返納してください 053-458-6496
亡くなった方の配偶者が外国人の場合	配偶者の在留資格によっては届出が必要な場合がありますので、名古屋出入国在留管理局浜松出張所へお問合せください 053-458-6496



★ 各種手続きに必要な証明書等について



死亡後の手続きに伴い、戸籍や住民票などが必要になることがあります。請求の際は、以下をご 参照ください。死亡届が提出されてから、死亡の事実が戸籍や住民票に反映されるまでには、日数 がかかります。証明書等は、郵便による請求も行っています。請求できる人や内容に制限がありま すので、詳しくは請求先の役所へお問合せください。

■証明書の請求の際は、本人確認書類の提示が必要です。

(1点でよいもの)運転免許証やマイナンバーカードなど官公署発行の顔写真付きの身分証明書 (2点必要なもの)健康保険被保険者証又は、資格確認書・介護保険被保険者証・年金手帳など顔 写真がないもの

◎戸籍(戸籍、除籍、改製原戸籍、戸籍の附票 など)

種 類	内 容	請求できる人	手数料
戸籍全部事項証明(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	戸籍の現在の状況がわかるも の	・亡くなった方の配偶者	450円
除籍全部事項証明(除籍謄本) 除籍個人事項証明(除籍抄本)	死亡、転籍、婚姻などにより戸 籍内の全員が除かれたもの	・直系血族(子、孫、親、 祖父母等) ※上記以外の場合は委任	750円
改製原戸籍	過去の法令改正により戸籍が 編製された場合の直前の戸籍	状が必要です	7 0 013
戸籍の附票	住所の異動履歴が載ったもの		300円

★戸籍の広域交付について・・・直系血族であれば、本籍地が遠隔にある方でも、最寄りの市区町村の窓口において、戸籍証明書・除籍証明書(謄本に限る)を請求できます。広域交付の請求は、磐田市役所 市民課(本庁舎1階)のみで、各支所の窓口では請求できません。なお、戸籍の内容により交付できない場合があります。また、委任状による請求はできません。請求の際は、<u>官公署</u>発行の顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。

◎住民票(住民票、住民票の除票) いずれも1通300円(磐田市の場合)

※亡くなられた方の除票に、マイナンバー(個人番号)の記載はできません。

種 類	内 容	請求できる人
世帯全員の住民票世帯の一部の住民票	世帯の現在の状況がわかるもの	世帯主または同一世帯の人 ※上記以外の場合は委任状が必要です
住民票除票	死亡、転出などをした人が、すで に世帯から抜けたことがわかる もの	亡くなられた方の住民票除票を請求される 場合は、相続人であることがわかる書類(戸 籍、遺言書等)が必要です 委任状が必要となる場合もありますので、詳 しくは請求先の役所へお問合せください

磐田市役所 市民課(本庁舎1階) 0538-37-4816

